

江東区飼い主のいない猫の去勢又は不妊手術費助成事業

< 手続きの流れ ～ 申請者用 ～ >

①事前の申出

保健所窓口で、制度の説明を受けた後、注意事項を読み理解いただいたうえ、申請書類（**事前確認申出書** **交付請求書兼委任状**）を提出してください。（随時受付、郵送不可）

- 【必要なもの】(1)**保険証、運転免許証、会社の身分証明書など**
区内在住・在勤がわかるもの
(2)朱肉を使用する **印鑑**
(3)**猫の写真**（毛色、耳カットをしてないことがわかるもの）

②申出書審査

提出された申出書の審査をします。

③動物病院の指定

猫の手術を実施する動物病院を指定した **動物病院指定通知書** と **助成金交付申請書** を保健所から郵送します。

※これらの書類は、下記④「手術の実施」、⑤「助成金の交付申請」で使用するので紛失しないようご注意ください。

④手術の実施

動物病院への手術日予約は、早めに行ってください。

猫の捕獲、動物病院へ搬入・引取りは申請者が行います。

手術日に③の **動物病院指定通知書** を動物病院へ見せてください。

動物病院は手術後、「手術完了証明書」を保健所へ提出します。

⑤助成金の交付申請

手術の実施後、速やかに③の **助成金交付申請書** と **手術を実施（耳カット）した猫の写真** を保健所へ提出してください。（郵送可）

※提出がないと、病院への支払い手続きができません

⑥助成金の交付決定 および支払

書類の審査を行い、交付決定後、保健所から「助成金交付決定通知書」を郵送します（この書類は申請者が保管してください）。

助成金は上記①で提出した「交付請求書兼委任状」により、保健所から動物病院へお支払いします。